



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年9月6日火曜日 第2805号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

保安林の指定..... (森林整備課) ... 685  
建設業者の営業の停止命令..... (土木管理課) ... 685

### 公 告

砂利採取業務主任者試験の実施..... (土木管理課) ... 687

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1016号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成28年9月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 1 保安林の所在場所

西条市大保木字平野9号122から9号124まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、丙24から丙26まで、丙29から丙31まで、丙32の3、丙33、丙45の1、丙45の2、9号131、9号132の1、9号133、9号134

#### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字平野丙25・丙33・丙45の2・9号132の1・9号134（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、9号122から9号124まで

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### ○愛媛県告示第1017号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

平成28年9月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許 可 日 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所 の 所 在 地	営業の停止を命じた年月日	停 止 を 命 じ た 営 業 の 範 囲	営業の停止を命じた期間	営業の停止を命ずる原因となった事実
(般-23)第12615号	平成24年3月30日	大野住建	大野 正志	上浮穴郡久万高原町上野尻甲109番地	平成28年8月30日	建設業の営業のうち、公共工事に係るもの及び補助金等の交付を受けている民間工事に係るもの 注1 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。 2 「民間工事」とは、公共工事以外の建設工事をいう。 3 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。	平成28年9月6日から平成29年9月5日まで（365日間）	大野住建は、平成26年9月から平成28年3月までの間に、久万高原町が発注した建築工事等6件の指名競争入札において、町内の他の建設業者5社とともに、各社がそれぞれ有利な金額で落札できるよう談合を行ったとして、平成28年6月30日、同社の代表者が談合の罪で松山区検察庁に略式起訴されるとともに、同年7月1日、松山簡易裁判所により罰金の略式命令を受け、その刑が確定している。

<p>( 般 - 27 ) 第13155号</p>	<p>平成27年 8 月18日</p>	<p>有限会社 山榮工務 店</p>	<p>山本 實男</p>	<p>上浮穴郡久万高原 町七鳥2263番地</p>	<p>平成28年 8 月30日</p>	<p>建設業の営業のうち、公共工事に係るもの及び補助金等の交付を受けている民間工事に係るもの</p> <p>注1 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。</p> <p>2 「民間工事」とは、公共工事以外の建設工事をいう。</p> <p>3 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。</p>	<p>平成28年 9 月 6 日から 平成29年 9 月 5 日まで ( 365日間)</p>	<p>有限会社山榮工務店は、平成26年9月から平成28年3月までの間に、久万高原町が発注した建築工事等6件の指名競争入札において、町内の他の建設業者5社とともに、各社がそれぞれ有利な金額で落札できるよう談合を行ったとして、平成28年6月30日、同社の代表取締役が談合の罪で松山区検察庁に略式起訴されるとともに、同年7月1日、松山簡易裁判所により罰金の略式命令を受け、その刑が確定している。</p>
<p>( 般 - 24 ) 第6805号</p>	<p>平成24年 7 月23日</p>	<p>川崎建設</p>	<p>川崎 英夫</p>	<p>上浮穴郡久万高原 町上野尻甲827番地</p>	<p>平成28年 8 月30日</p>	<p>建設業の営業のうち、公共工事に係るもの及び補助金等の交付を受けている民間工事に係るもの</p> <p>注1 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。</p> <p>2 「民間工事」とは、公共工事以外の建設工事をいう。</p> <p>3 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。</p>	<p>平成28年 9 月 6 日から 平成29年 9 月 5 日まで ( 365日間)</p>	<p>川崎建設は、平成26年9月から平成28年3月までの間に、久万高原町が発注した建築工事等6件の指名競争入札において、町内の他の建設業者5社とともに、各社がそれぞれ有利な金額で落札できるよう談合を行ったとして、平成28年6月30日、同社の代表者が談合の罪で松山区検察庁に略式起訴されるとともに、同年7月1日、松山簡易裁判所により罰金の略式命令を受け、その刑が確定している。</p>
<p>( 般 - 27 ) 第12016号</p>	<p>平成27年 8 月19日</p>	<p>有限会社 菅工務店</p>	<p>菅 安幸</p>	<p>上浮穴郡久万高原 町入野280番地</p>	<p>平成28年 8 月30日</p>	<p>建設業の営業のうち、公共工事に係るもの及び補助金等の交付を受けている民間工事に係るもの</p> <p>注1 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。</p> <p>2 「民間工事」とは、公共工事以外の建設工事をいう。</p> <p>3 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。</p>	<p>平成28年 9 月 6 日から 平成29年 9 月 5 日まで ( 365日間)</p>	<p>有限会社菅工務店は、平成26年9月から平成28年3月までの間に、久万高原町が発注した建築工事等6件の指名競争入札において、町内の他の建設業者5社とともに、各社がそれぞれ有利な金額で落札できるよう談合を行ったとして、平成28年6月30日、同社の代表取締役が談合の罪で松山区検察庁に略式起訴されるとともに、同年7月1日、松山簡易裁判所により罰金の略式命令を受け、その刑が確定している。</p>

<p>( 般 - 27 ) 第14563号</p>	<p>平成27年 8 月 1 日</p>	<p>白岡住建</p>	<p>白岡 靖弘</p>	<p>上浮穴郡久万高原 町菅生2番耕地 1572番地17</p>	<p>平成28年 8 月30日</p>	<p>建設業の営業のうち、公共工事に係るもの及び補助金等の交付を受けている民間工事に係るもの 注1 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。 2 「民間工事」とは、公共工事以外の建設工事をいう。 3 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。</p>	<p>平成28年 9 月 6 日から 平成29年 9 月 5 日まで ( 365日間 )</p>	<p>白岡住建は、平成26年 9 月から平成28年 3 月までの間に、久万高原町が発注した建築工事等 6 件の指名競争入札において、町内の他の建設業者 5 社とともに、各社がそれぞれ有利な金額で落札できるように談合を行ったとして、平成28年 6 月30日、同社の代表者が談合の罪で松山区検察庁に略式起訴されるとともに、同年 7 月 1 日、松山簡易裁判所により罰金の略式命令を受け、その刑が確定している。</p>
<p>( 般 - 23 ) 第293号</p>	<p>平成23年 10 月30日</p>	<p>日野工務店</p>	<p>日野 恒治</p>	<p>上浮穴郡久万高原 町上野尻甲895番 地 8</p>	<p>平成28年 8 月30日</p>	<p>建設業の営業のうち、公共工事に係るもの及び補助金等の交付を受けている民間工事に係るもの 注1 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。 2 「民間工事」とは、公共工事以外の建設工事をいう。 3 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。</p>	<p>平成28年 9 月 6 日から 11 月 4 日まで ( 60日間 )</p>	<p>日野工務店は、平成26年 9 月から平成28年 3 月までの間に、久万高原町が発注した建築工事等 6 件の指名競争入札において、町内の他の建設業者 5 社とともに、各社がそれぞれ有利な金額で落札できるように談合を行ったとして、平成28年 6 月30日、同社の従業員が談合の罪で松山区検察庁に略式起訴されるとともに、同年 7 月 1 日、松山簡易裁判所により罰金の略式命令を受け、その刑が確定している。</p>

公 告

○公 告

砂利採取業務主任者試験の実施について

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定に基づき、平成28年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成28年 9 月 6 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の場所

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁会議室（第一別館11階会議室）

2 試験の日時

平成28年11月11日（金）10時

3 受験願書の提出期間

平成28年10月5日（水）から14日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の請求先及び提出先

愛媛県土木部土木管理課又は住所地为管轄する地方局建設部若しくは土木事務所